

子ども・子育て支援新制度に移行している私立幼稚園通園に係る申請書の提出のお知らせ

1 はじめに

本申請書は1枚で、3つの申請を兼ねています。

- ①教育・保育給付認定（教育標準時間認定）の申請
- ②子育てのための施設等利用給付認定の申請
- ③板橋区私立幼稚園等保護者補助金の交付申請

2 各種認定

(1) 認定について

①教育・保育給付認定（教育標準時間認定） **第1号認定**

子ども・子育て支援新制度に移行している幼稚園・認定こども園（幼稚園枠）に通園・入園予定の場合は、教育・保育給付認定（教育標準時間認定）の申請が必要となります。

- 新制度移行園に通園する満3歳児から5歳児（小学校就学前）までの子どもの保育料は0円です。
- 通園バス利用費・給食費・行事費などは、保護者の負担となります。ただし、年収360万円未満相当世帯（※1）の子どもと、すべての世帯の第3子以降（※2）の子どもについては副食費（おかず等）の費用が月額4,800円まで免除されます。対象者には後日、副食費徴収免除通知書を送付いたしますので、ご確認ください。
※1：当年度分の区市町村民税所得割額が77,100円以下の世帯が対象です（4月から8月までは前年度分、9月から3月までは当年度分の区市町村民税で判定を行います）。
※2：小学校3年生までの子どもの数となります（小学校4年生以上は含みません）。

②子育てのための施設等利用給付認定 **第2号・第3号認定**

満3歳児から5歳児（小学校就学前）までの子どもで、「保育の必要性の認定」を受けた場合は、利用日数に応じて預かり保育の利用料が月額最大11,300円まで無償となります。対象となるためには、「子育てのための施設等利用給付認定（第2号・第3号）」の申請が必要となります。

- ※満3歳児クラスの子どもは、区市町村民税非課税世帯のみが対象となります（月額16,300円が上限）。
- ※2歳児クラス（幼稚園型一時預かり事業の幼稚園型II実施園に限る。プレ保育は除く。）や満3歳児クラスに通う「保育の必要性」がある区市町村民税課税世帯の第2子以降の子どもが預かり保育等を利用する場合は、保護者負担軽減補助金（預かり保育料分・幼稚園型II分）にて補助が受けられます。
- ※利用する幼稚園等の実施する預かり保育事業が、(A)平日、教育時間を含み提供時間数が8時間未満または、(B)年間開所日数200日未満のいずれかに該当する場合は認可外保育施設等（一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等を含む。）の利用も施設等利用給付の対象となります。

(2) 認定種別について

- ①満3歳児から5歳児クラスに入園予定の方 → **第1号認定**を申請
- ②「保育を必要とする事由」に該当し、預かり保育等を利用しているまたは利用予定の方
 - A：3歳児から5歳児クラスに通園・入園予定の方 → **第1号認定及び第2号認定**を申請
 - B：満3歳児クラスに通園・入園予定（プレ保育は除く。）で区市町村民税非課税世帯の方 → **第1号認定及び第3号認定**を申請

※新制度移行園に通園する場合、教育保育給付第1号認定は、全員申請し、認定を受ける必要があります。

(3) 保育を必要とする事由について

保育を必要とする事由とは、保育園を利用する場合と同等の要件です。保護者のいずれもが、次の事由に該当する必要があります。また各事由ごとに認定有効期間が定められています。

保育を必要とする事由	認定有効期間
就労（月48時間以上の労働を常態とする。）	就労している期間（最長就学前まで）
妊娠・出産	出産予定月を中心に前後2か月の計5か月
求職中（起業準備を含む。）	3か月
保護者の疾病・障がい、入院	治療に要する期間（最長就学前まで）
同居親族（申請子どもを除く。）の介護・看護	看護に要する期間（最長就学前まで）
就学（職業訓練を含む。）	在学期間内（最長就学前まで）
火災等災害の復旧	各事由が生じている期間
虐待やDVのおそれがあること	保育を必要とする期間
育児休業取得時に既に幼稚園を利用していること	保育を必要とする期間
その他、保育をすることができないと認められる場合	保育を必要とする期間

(4) 認定申請のながれ

- ①申請書の記入 記入例を参照のうえ、申請書に必要な事項をご記入ください。
- ②添付書類の用意 認定種別・保育を必要とする事由に応じた添付書類をご用意ください（3頁以降参照）。
- ③幼稚園への提出 利用開始日までに申請書と添付書類を幼稚園にご提出ください。
- ④認定通知書の交付 審査後、認定通知書を発行します。提示が必要となる場合がありますので、大切に保管してください。

3 各種補助金

(1) 補助金対象となる要件

- ①幼児と同居する保護者で、板橋区に住民登録をしている方。
- ②幼児が認可を受けた私立幼稚園等に通園していること。
- ③幼児が補助金交付の対象年齢であること。

上記①～③の要件に加え、補助金の種類によって補助対象者の範囲が異なります。詳細は「(2) 補助金の種類と金額」をご確認ください。

(2) 補助金の種類と金額

①入園料補助金〔区補助〕

補助対象者：幼児を、私立幼稚園または認定こども園（幼稚園部分または保育園部分）に入園させ、入園料を納めている方。（0歳児から2歳児は対象外）

補助額：入園した年度に50,000円を交付します（負担した額を限度とします。所得制限はありません）。

②保護者負担軽減補助金（「特定負担額（上乗せ徴収される保育料）」に対する補助）〔都補助＋区補助〕

補助対象者：幼児を、子ども・子育て支援新制度に移行している私立幼稚園または認定こども園（幼稚園部分または保育園部分）に通園させ、特定負担額を納めている方。（0歳児から2歳児は対象外）

※昨年中に所得のなかった方について、どなたの扶養にもなっていない場合は、税の申告が必要です。令和5年度または令和6年度の住民税の申告をしていない方には、補助金を交付できません。必ず申告をしてからご申請ください。

補助額：月額8,800円～13,200円（負担した額を限度とします。下記一覧のとおり。）

令和6年度 私立幼稚園等保護者負担軽減補助金 補助対象区分一覧（月額）

〔新制度移行園用〕

階層区分	保護者の区市町村民税額(合計)	第1子	第2子	第3子以降
1	生活保護世帯	13,200円	13,200円	13,200円
	区市町村民税所得割非課税世帯のうち、ひとり親世帯等			
2	区市町村民税所得割非課税世帯	10,200円	13,200円	13,200円
	区市町村民税所得割課税額77,100円以下の世帯のうち、ひとり親世帯等			
3	区市町村民税所得割課税額77,100円以下の世帯	8,800円	8,800円	13,200円
4	区市町村民税所得割課税額211,200円以下の世帯	8,800円	8,800円	12,600円
5	区市町村民税所得割課税額256,300円以下の世帯	8,800円	8,800円	12,000円
6	区市町村民税所得割課税額256,301円以上の世帯	8,800円	8,800円	8,800円

(A) 上記金額表の第1子・第2子・第3子以降について

・令和5年10月から、全ての階層区分における世帯内の兄、姉の子どもの数となります。年齢制限はありません(ただし生計を一にする者に限りです)。

(B) ひとり親世帯等とは、保護者または保護者と同一世帯の方が、以下に該当する世帯です。

- ・生活保護法の要保護者
- ・配偶者のいない者で、現に児童を扶養している者
- ・身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた者及び特別児童扶養手当、国民年金の障がい基礎年金の受給者（在宅の者に限る。）
- ・要介護認定を受けている被保険者
- ・その他要保護世帯に準ずる程度に困窮していると認められる世帯

(C) 補助金額について

- ・補助金は、保護者が支払った特定負担額が上限となります。
- ・月途中で入園・転入・退園・転出した場合は日割りで支給します。
- ・詳しい計算方法はお問い合わせください。

支給方法：2種類あります。幼稚園によって異なるため、通園・入園予定の幼稚園にお問い合わせください。

支給方法	【特定負担額 10,000 円の場合の例】
代理受領 保護者に代わり、板橋区が幼稚園に特定負担額を支払う方法	保護者に代わり、8,800円を板橋区が幼稚園に支払います。残りの1,200円は保護者から幼稚園に支払います。その後、板橋区が保護者に、その世帯の区分に対応した額を支給します。（償還払い）
償還払い 保護者が幼稚園に支払った後、板橋区が保護者に保護者負担軽減補助金を支給する方法	10,000円を保護者が幼稚園に支払います。その後、板橋区が保護者に、その世帯の区分に対応した額を支給します。

③施設等利用費（預かり保育料・一時預かり保育料に対する補助）〔**国**補助〕

補助対象者：幼児を私立幼稚園または認定こども園（幼稚園部分）に通園させ、子育てのための施設等利用給付第2号認定または第3号認定を受けている方。

補助額：450円×利用日数で算定された金額が限度額です（月額の上限は11,300円※）。

※第3号認定の場合は、月額16,300円まで。幼稚園型一時預かり事業の幼稚園型Ⅱを利用する非課税世帯は、月額42,000円まで。

- 通園する幼稚園等が預かり保育を実施していない場合や、預かり保育が十分な水準でない場合（教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間が8時間未満又は開所日数200日未満）に限り、認可外保育施設等の利用も無償化の対象となります。

④保護者負担軽減補助金（預かり保育料・一時預かり保育料に対する補助）〔**都**補助〕

補助対象者：2歳児クラス（幼稚園型一時預かり事業の幼稚園型Ⅱ実施園に限る。プレ保育は除く。）や満3歳児クラスに通う「保育の必要性」がある区市町村民税課税世帯の第2子以降の方。

補助額：450円×利用日数で算定された金額が限度額です（月額の上限は16,300円※）。

※2歳児クラスで幼稚園型一時預かり事業の幼稚園型Ⅱを利用する場合は、月額42,000円まで。

- 通園している幼稚園が預かり保育を実施していない場合や、預かり保育が十分な水準ではない場合（教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間が8時間未満または開所日数200日未満）に限り、在籍園以外の幼稚園型一時預かり事業の利用も無償化の対象となります。
- 幼稚園型一時預かり事業の幼稚園型Ⅱを利用する保育の必要性がある世帯は、課税状況や園児の兄・姉の数に関わらず、教育・保育給付第3号認定になります。

(3) 補助金の交付時期

審査の結果、交付決定された場合は、次の時期に保護者の指定口座へお振り込みします。

①入園料補助金：9月中旬予定（途中入園の場合は、申請の翌月以後随時対応）

②保護者負担軽減補助金（特定負担額補助）

③施設等利用費（預かり保育料補助）

④保護者負担軽減補助金（預かり保育料・一時預かり保育料補助）

・前期分（4月から8月分）は、②～④すべて11月下旬予定。

・後期分（9月から翌3月分）は、②は翌4月下旬。

③④は翌5月下旬。

(4) 申請期限

補助金申請の最終期限は、令和7年3月14日（金）となりますので、ご注意ください。

※「①入園料補助金」、「②保護者負担軽減補助金（特定負担額補助）」、「④保護者負担軽減補助金（預かり保育料・一時預かり保育料補助）」については、最終期限までにご申請いただけなかった場合、令和6年度分の補助金の交付ができません。

※「③施設等利用費（預かり保育料補助）」については、最終期限を過ぎた場合であっても交付できる場合があります。年度末の入園・転入等のご事情により申請が遅れそうな場合は、お問い合わせください。

4 添付書類

(1) 保育の必要性の認定に必要な書類（第2号・第3号に該当する方）

保育を必要とする事由		必要な書類
就労	勤務している方	就労証明書 ※該当する父母ともに必要です。板橋区のホームページに様式を掲載しています。 (自営業の方は、営業許可証、開業届等の自営業の根拠資料も必要です。)
	就職内定の方	就労証明書 ※該当する父母ともに必要です。
	育児休業中の方	就労証明書 ※該当する父母ともに必要です。 (産前・産後休暇期間、育児休業期間が記載されているもの)
妊娠・出産	出産予定の方	母子健康手帳の写し（表紙と分娩予定日がわかるページ）
傷病	病気の方	診断書等（病名・病状と保育ができない状況を証明するもの）
障がい	心身に障がいがある方	身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳等の写し
介護・看護	臥床者の方	診断書または要介護2以上(在宅介護のみ)の介護保険被保険者証の写し
	重度心身障がいの方	重度心身障害者手当受給者証、身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2・3級、愛の手帳1・2・3度のいずれかの写し
	通所・通院・入院の付き添いの方	領収書・通所証明書類・入院計画書等のいずれかの写し
学生の方	就学中の方	学生証（発行前の場合は在学証明書）
求職中	求職中の方	求職活動申告書 ※板橋区ホームページに様式を掲載しています。
その他		必要な書類
父または母が外国籍の方		在留カードの両面の写し

(2) ひとり親世帯等に該当する方

①	要保護者の方	生活保護受給者証明書
②	配偶者のない方で現に児童を扶養している方	戸籍謄本または児童扶養手当証書やマル親医療証の写し 離婚後1年以内の場合は離婚日が分かる書類（戸籍謄本、離婚届受理証明書の写し）、離婚調停中の場合は調停期日通知書の写し
③	身体障害者手帳の交付を受けた方	身体障害者手帳の写し
④	療育手帳の交付を受けた方	療育手帳の写し
⑤	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方	精神障害者保健福祉手帳の写し
⑥	特別児童扶養手当の支給対象児童の方	特別児童扶養手当証書の写し
⑦	国民年金の障害基礎年金を受給している方	年金証書の写し
⑧	要介護認定を受けている被保険者の方	介護保険証の写し
⑨	その他板橋区長が認める方	個別にご相談ください。

(3) その他、世帯の状況に応じて必要となる書類

①	世帯員の中に板橋区に住民票がない方がいる場合（単身赴任等）	・マイナンバーの提供について ・保護者のマイナンバー確認書類・身元確認書類 ※該当する方には用紙を送付しますので、下記問合せ先までご連絡ください。
②	令和5年1月1日時点で住所が国外にあった方	勤務先発行の令和4年中（令和4年1月1日から12月31日まで）の国内外合わせた総収入を記載した所得証明書
③	令和6年1月1日時点で住所が国外にあった方	勤務先発行の令和5年中（令和5年1月1日から12月31日まで）の国内外合わせた総収入を記載した所得証明書

※①の書類は、申請書には添付せず、学務課幼稚園係宛てに持参または郵送してください。

※1月1日時点で板橋区に住民登録がないなどの理由があり、区で税の確認が取れない場合は、マイナンバーを利用して課税地に情報連携を行います。DVで避難しているなどのご事情があり、課税地への情報連携を希望しない場合は、申請書のご提出前に下記問合せ先までご連絡ください。

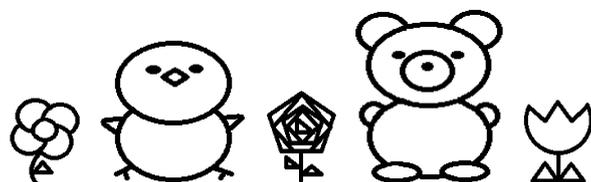
5 その他

申請内容に変更が生じた場合は、速やかに学務課幼稚園係まで申し出てください。

変更の内容により、状況に応じた添付書類等をご案内します（届出が必要な例：就労状況の変更（退職・勤務時間・日数など勤務要件の変更等）、世帯構成員の変更（婚姻・離婚等）、振込口座の変更等）。

幼稚園に関連する情報は、区のホームページでも公開しています。

トップページ > 暮らしの情報 > 入園・入学 > 幼児教育・保育無償化
ページ番号：1004116



《お問合せ先》板橋区教育委員会事務局 学務課 幼稚園係

〒173-8501 板橋区板橋二丁目6番1号 板橋区役所 北館6階⑭番窓口 電話：03-3579-2613